

2026 年度 UNHCR 難民高等教育プログラム募集要項

上智大学：日本語で学位を取得することを目指す者

1. UNHCR 難民高等教育プログラム

UNHCR 難民高等教育プログラム（UNHCR Refugee Higher Education Program: RHEP）は、パートナー大学との協働により、UNHCR および国連 UNHCR 協会が運営し、その実施事務局の名称を UNHCR 難民高等教育プログラム事務局（以下「RHEP 事務局」）としています。

2. 募集内容

上智大学との協力によって実施される難民高等教育事業の対象となる方を **1 名** 選考し、同大学に推薦します。

1) 募集学部・学科

学部	学科
神学部	神学科
文学部	哲学科、史学科、国文学科、ドイツ文学科*、フランス文学科*、新聞学科
総合人間科学部	教育学科、心理学科、社会学科、社会福祉学科
法学部	法律学科、国際関係法学科、地球環境法学科
経済学部	経済学科、経営学科
外国語学部	英語学科*、ドイツ語学科*、フランス語学科*、スペイン語学科*、ロシア語学科*、ポルトガル語学科*
総合グローバル学部	総合グローバル学科

*文学部（ドイツ文学科、フランス文学科）、外国語学部（全学科）では、それぞれの専門言語を母語としている者（native speaker）の受験は認められません。

2) 募集人員 1 名（日本語または英語で学位を取得することを目指す者）*

*国際教養学部は英語での学位プログラムです。英語で学位を取得することを目指す者は、英語版の募集要項をご覧ください。

3) 応募資格 下記のすべての資格を有する者

- 難民、又は国際保護を必要としている者であり、日本政府により在留資格を付与されている者（日本国籍を有しない者）
- 外国もしくは日本において学校教育における 12 年以上の課程を修了した者、または入学しようとする年の 3 月までに修了見込みの者、またはこれらと同等以上の資格があると上智大学が認めた者
- 経済的な理由等により日本における高等教育の修学が困難な者
- プログラムの趣旨を理解し、学業に専念する強い意思を有する者であり、原則として学部科目を **良好な成績** で最長 4 年間履修できるとみなされる者
- 大学の授業を受けるのに **必要かつ十分な日本語能力** を有する者
- 上智大学の定める出願資格を有していること（募集要項を参照）

4) 奨学金の内容

就学するに当たって学生が支払うべき、授業料や諸会費は大学側の負担になります。また、4 年間を上限として、卒業までの期間において大学が定める額の学生援助手当が月額で支給されます。

5) スケジュール

UNHCR/国連 UNHCR 協会による選考プロセス

- 募集期間 2025 年 7 月 4 日（金）から 2025 年 8 月 4 日（月）まで
- 筆記試験 2025 年 8 月 23 日（土）
- 面接試験 2025 年 8 月 30 日（土）
- プログラムが上智大学に推薦する 2025 年 9 月上旬
者の決定

上智大学による選考プロセス

- 上智大学への出願* 2025 年 10 月 2 日（木）～10 月 9 日（木）
（大学からの案内をご確認下さい）
- 上智大学での学科試問**と面接 2025 年 11 月 29 日（土）
（大学からの案内をご確認下さい）
- 結果の発表*** 2025 年 12 月 11 日（木）（大学からの案内をご確認下さい）

*出願書類を見直したうえで、RHEP 事務局が上智大学へ出願書類を提出します。

**「学科試問」は対象の学科のみ

***本プログラムでは、上智大学に推薦する学生を選考します。最終的な合否は上智大学が決定します。

3. 応募方法

1) 提出書類：応募資格を確認し、以下のすべての書類を提出して下さい。

A. 推薦出願書	出願のためには、 2025 年 7 月 4 日（金） から難民高等教育プログラムのホームページ（ http://rhep-japanforunhcr.org ）上で公開されている出願書を作成して下さい。 出願書のフォーマットは毎年変わりますのでご留意下さい。
B. 証明写真	証明写真を推薦出願書（1 ページ目）に付けて下さい。
C. 成績証明書（高校、大学などの正規教育）	最終学歴の教育機関発行の成績証明書など。証明書を入手できない方は学歴に関する陳述書（成績に関する説明を含む）を提出して下さい。なお、成績証明書については、当該機関が発行する定型のものに、下記の情報が含まれているもしくは加えられているもの、また、同陳述書については、下記の項目を含む就学に関する情報を A4・1 ページ程度で記載して下さい。 ● 卒業の年から計算して 3 年までさかのぼった年までの間に受講したすべての科目の修学内容、単位、成績など ● 出欠席に関する情報（長期欠席の事実がある場合などは、その理由） ● 特記すべき課外活動など ● 修学・課外活動など

D. 「日本留学試験」成績通知書	「日本留学試験」成績通知書 総合科目及び数学（コース 1 または 2）コピー 1 部 （必須） 出願者全員（日本国内の中学校及び高等学校または中等教育学校で教育を受けた者を含む）が、「日本留学試験」を受験する必要があります（2025 年度 6 月または 2024 年度 6 月・11 月実施分が有効）。 受験の言語は日本語・英語を問いません。 「日本留学試験」は日本学生支援機構（JASSO）が実施する試験です。 「日本留学試験」の試験時期と本事業への出願時期に注意して、十分余裕をもって本事業に出願する前に受験して下さい。出願の前に日本留学試験を受験できず、同試験の結果を提出できない方は、個別に RHEP 事務局までご相談ください。
E. 日本語能力を証明する書類	日本語検定試験の結果、日本語学校の修了書及び成績など、大学の授業を受けるのに必要かつ十分な日本語能力を有するという事を証明する書類。定型はありません。
F. 英語能力を証明する書類	以下の学部への入学を希望する者は下記の英語能力を証明する書類いずれかを提出して下さい。（出願提出期限より遡って 2 年以内に受験したもの） 文学部フランス文学科:TOEFL iBT42 点以上 / TOEIC L&R 550 点以上及び S&W 240 点以上 / IELTS4.0 以上 / 英検 2 級以上 / TEAP220 点以上（かつ 4 技能各 50 点以上） / TEAP CBT 325 点以上 / 国連英検 C 級以上 / 仏検準 2 級以上 総合人間学部心理学科:TOEFL iBT42 点以上 / TOEIC L&R 550 点以上及び S&W 240 点以上 / IELTS4.0 以上 / 英検 2 級以上 / TEAP220 点以上（かつ 4 技能各 50 点以上） / TEAP CBT 325 点以上 / 国連英検 C 級以上 国際教養学部 :TOEFL iBT79 点以上 / IELTS6.0 以上 / TEAP340 点以上（かつ 4 技能各 75 点以上） / TEAP CBT 615 点以上
G. その他の教育に関する情報（職業訓練など、正規の教育以外の教育）（任意）	正規の学校教育以外に受けた教育に関する情報のうち、今後就学するにあたり、関連性があるものについて、下記の項目を含む情報を提出して下さい。決められた様式はありません。（入手が難しい場合は、その旨説明した上で、入手できる分のみ提出して下さい。） - 出願締切日までに受講したすべての科目の修学内容、単位、成績など。 - 出欠席に関する情報（長期欠席の事実がある場合などは、その理由） - 期間中に当該教育機関における修学に関連して行ったボランティア活動など特記すべき課外活動。 - 修学・課外活動などに関連し、褒章などを受け、特に評価された活動に関する情報。 - 教育機関の性質（公立、私立、NGO によって運営されているもの、など）、当該機関の設置されている場所、授業の使用言語など
H. 推薦状 1 通	推薦状は A4 で 1 枚から 2 枚程度にして下さい。推薦者は推薦状を封書に入れ、署名により封印をし、被推薦者の名前と「難民高等教育プログラム推薦選考の為の推薦状」と明記して被推薦者に渡して下さい。なお、推薦者は家族・親戚の方を除きます。

I. 難民の身分に関する証明書	(注意：以下の書類は正本ではなくコピーを提出して下さい) 1. 在留資格を示す書類（在留カードの写し*） 2. 世帯全てを示した住民票記載事項証明書（または住民票） 上記 1、2 に加え、下記の 3 から 6 のいずれか一つ（難民の子弟の方は、実親の難民の身分に関する証明書の写しに合わせて外国人住民登録書など親子の関係を示す地方自治体発行の書類） 3. 難民認定証明書 4. 難民事業本部が発行する定住経歴証明書（インドシナ難民の方） 5. 法務省の発行する第三国定住難民であることの証明書または第三国定住難民の子であることの証明書（第三国定住難民の方） 6. その他、難民としての身分を示す書類 a) 難民申請の結果、人道的配慮によって在留を特別に認められた方については、担当弁護士、もしくは難民申請の手続きにおいて支援をした経緯のある NGO などの機関が作成した難民申請の背景に関する申告書を提出していただきます。 b) (明示的または非明示的に) 日本において国際保護を受けている方で、かつ日本において難民申請の経緯のない方については、政府機関発行の証明書もしくは身分を示す書類等、または来日に際して、もしくは日本における在留を実現するに当たって支援をした経緯のある NGO などの機関が作成した国際保護の必要に関する説明書を提出していただきます。提出していただいた説明書や証明書が要件を満たしていない場合は、追加で証明書の提出をお願いすることがあります。 c) 補完的保護対象者：補完的保護対象者認定証明書 *外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間はどちらのカードでもかまいません。
J. 家計を示す書類	父、母、出願者を含むその他の家族で家計を維持されている<u>すべての方</u>の年収・所得金額（申込の前年 1 年分）を示す書類（確定申告、源泉徴収票、給料証明、など）。親族等、扶養義務者による扶養（仕送り等の援助）の金額を示すもの、もしくは奨学金、就学支援金、その他の生活支援や生活保護など社会保障受給額を示すもの。
K. その他出願基準	国際教養学部への出願を希望する者は、以下の出願基準が求められます。 高校での全体の学習成績の状況 4.0 以上（5.0 scale） （International School の場合：3.0 以上（4.0 scale））

- 応募書類は封筒に「難民高等教育事業応募書類在中」と赤ペンで書き、下記の住所まで簡易書留で郵送して下さい。
- 提出書類は全て応募締切日消印有効とし、期限を過ぎて到着したものは受け付けません。郵便事情により多少日数がかかる場合もありますので、早めに提出して下さい。
- 応募書類は一切返却いたしませんのでご了承下さい。
- 応募書類を複数回送付することはご遠慮下さい。

2) 応募締切 **2025 年 8 月 4 日（月）（消印有効）**

3) 応募書類提出先

〒107-0062

東京都港区南青山 7-3-6 南青山 HY ビル 6 階

国連 UNHCR 協会気付 UNHCR 難民高等教育プログラム事務局

4. 選考

選考は書類選考、筆記試験、及び面接を含みます。

応募受付：2025 年 7 月 4 日（金）～2025 年 8 月 4 日（月）（消印有効）

締切日を過ぎて到着した応募書類につきましては、原則として受付いたしませんのでご了承下さい。

書類選考の合否結果については、8 月中旬までに、郵送をもって通知いたします。

a. 筆記試験：

日時：2025 年 8 月 23 日（土）

場所：オンライン実施（詳細は出願後書類選考通過者に配布される受験票に記載）

上記の筆記試験日程は予定です。最終的な日程は、変更されることがありますので必ず書類選考の合格通知及び受験票をご参照下さい。

試験内容：筆記試験は、日本語の試験、及び小論文を含みます。

b. 面接：

日時：2025 年 8 月 30 日（土）

場所：オンライン実施（詳細は出願後書類選考通過者に配布される受験票に記載）

上記の面接日程は予定です。

最終的な日程は、変更されることがありますので必ず書類選考の合格通知及び受験票をご参照下さい。

筆記試験・面接の結果は 9 月上旬(予定)に郵送にてお知らせいたします。

- 電話や文書、メール等による合否の問い合わせには一切応じません。
- 推薦者の最終決定は UNHCR、国連 UNHCR 協会、教育機関/難民支援機関、及び語学学校関係者から組織される選考委員会が行います（予定）。
- 選考委員会の判断に基づき、合格者が募集人員に満たない場合もあります。

5. 上智大学への推薦・上智大学による選考

上智大学における選考については、本プログラムによる推薦合格者に追ってご連絡いたします。大学への最終的な合否は、「学科試験(対象学科のみ)」と「面接」を実施し、「書類審査」とあわせて総合判断し、上智大学が決定します。

なお、2015 年度から、奨

6. お知らせと免責事項

受験者への公平性を保つために、UNHCR、国連 UNHCR 協会及び選考委員会は、書類選考の過程、試験内容や可否に直接関わるような事柄については一切お答えしておりません。また同プログラムは受け入れ大学との協力によって実施されますが、被推薦者の選考につきましては、プログラムの枠組みの中で行われますので、上智大学へのお問い合わせは一切ご遠慮下さい。

なお、出願校を選択する際に現在の居所から所在を移す必要があることもあります。又、未成年が出願する場合、出願校及び学部
の希望については、ご家族・保護者とよく相談をして当プログラムに出願をして下さい。

UNHCR 及び国連 UNHCR 協会は、内部で定める守秘義務規定に沿って、個人情報の保護に努めます。出願者に関する個人情報を
同事業及び同事業実績のとりまとめ、統計データの作成や広報活動等の業務遂行上必要な目的にのみ使用します。また、出願者
に関する個人情報は上智大学への推薦のために、必要に応じて同大学に提供されます。

*プログラムは 2016 年より、UNHCR 駐日事務所と国連 UNHCR 協会が共同して運営しています。

以上